## 対面営業における先物取引

損失限定取引と通常取引の比較

## **金融**

0120-13-8686

## カネツ商事株式會社

損失限定取引 通常の先物取引 あらかじめ設定した損失限度(ロスカット水準値段)に達したとき、自動的に決済注文(ロ 当初預託した証拠金以上に損失を被る可能性のある取引です。 スカット注文) が発注されることで、初期投資金額を上回る損失が出ないようにする仕組み 特徴 ※通常の先物取引は、お客様から「商品先物取引について勧誘を受ける」という書面でのご要望・ご依頼がない限り、当社社 となっています。 員が取引を勧誘することはありません。 ※インターネット取引で損失限定取引はできません。 委託者当初証拠金:228,000 円/1 枚 (建玉時に必要な証拠金) 発注時必要預託額:415.000 円/1 枚(建玉前に必要な証拠金) 維持証拠金:228.000円(建玉を保持するために常に維持しておく証拠金) 必要証拠金:395,000 円/1 枚(建玉時に必要な証拠金) \*約定価格 6,000 円、ロスカット幅 100 円で買い建玉した場合 口維持証拠金を割り込む水準(未確定損)となったときに、維持証拠金を割り込んだ分の資金(不足金)をご入金いただけれ (注文条件、約定値段等により異なります) ば、取引を継続することができます。 口当限建玉に納会月割増額が適用されることがあります。また、相場急変時等には証拠金額を見直すことがあります。 口預け入れた初期投資金額(証拠金)内での決済となるため、新たに不足金を請求されるこ □証拠金の預託は現金のほか有価証券の充当も可能です。 とはありませんが、この取引はロスカット制度が採用されているため、その水準に達した とき(相場が100円逆に動いたとき)、建玉は強制的に自動決済され取引を継続すること はできません。ロスカット水準に達していなければ、取引は自由です。 値洗益 <例:買い建玉の場合> □証拠金の預託は現金のみです。 ※金の値段が1円動くと±1,000円の損益 值洗損 (手数料は加味しません) 【例】 相場が値下がり、値洗損が発生し、維持証拠金額を <例:買い建玉の場合> 割り込むと、維持証拠金不足金が発生します。 維持 維持 維持 (標準取引) 証拠金 ※金の値段が1円動くと±1,000円の損益 証拠金 証拠金 証拠金 証拠金として現金で 228.000 円を預託して 1 枚買い建玉を (手数料は加味しません) もった場合、1,000円の損(金の値段が1円値下がり)で 1枚あたり 不足金が発生し追加資金が必要となります。 (1.000q)余剰金 必要証拠金 余剰金 余剰金 395.000 円 相場が値下がり、値洗損が発生し、維持証拠金額を 割り込んだとしても、余剰金がある場合、受入証拠金の 值洗益  $\pm 0$ ロスカット水準 過不足計算においては不足がないため、請求は発生しません。 証拠金として現金で400,000円を預託して1枚建玉を 値洗損 もった場合、172.000 円の損(金の値段 172 円値下がり)まで ×決済(ロスカット) は不足金が発生しません。 維持 維持 維持 証拠金 証拠金 証拠金 1 枚あたり片道 16.500 円 (消費税込み) 1 枚あたり片道 12.650 円 (消費税込み) 通常、ロスカット水準の前後で決済されますが、相場の動きによっては決済できないことが 損失の限度 あります。その場合でも、損失が証拠金の額を超えることはありません(手数料は別途発生 損失は、当初預託した証拠金だけでなく、取引を継続するために預託した追加の証拠金額も超える場合があります。 します)。 思惑に反し、金の値段が取引を開始した値段から 100 円反対に動いた場合に、お客様の意思 ロスカットルール に関係なく、自動的に決済注文が出されます。 取引できる限月は期先 2 限月のみです。取引した限月が期近 4 本目の限月となる日の前営 全限月の取引が可能です。 取引限月と決済期限 業日の日中立会終了時間までに決済しなければなりません。 取引した限月の納会月の当社が定める日までに決済します。 現受渡し 現物を受けることも渡すこともできません。 現物を受けることも渡すことも可能です。

【商品先物取引を行うに際して】■商品先物取引は、商品市場の相場変動や、その他の商品の価格または商品指数の変動によって、利益だけでなく損失も生じるおそれがあります。■実際の取引金額は取引開始当初に預託する委託者当初証拠金額の約 10~70 倍もの金額であるため、取引の額が取引に必要な証拠金の額を上回る可能性があります。この特性から、大きな利益が生じる可能性がある一方で、損失が取引に必要な証拠金の額を上回るおそれもあります。■取引開始当初に預託する委託者当初証拠金額は 22,800 円~525,000 円です(1 枚あたり、いずれも商品により異なります)。取引に必要な証拠金はその後の相場変動によって追加の預託が必要になることがありますので十分ご注意ください。なお、その額は商品や相場の変動によって異なります。■取引に際しては手数料の支払いが必要で、その金額は 1,430 円~25,300 円です(1 枚あたり、いずれも商品により異なりなります)。なお、手数料のうち 9 割が媒介手数料となります。また、限日取引(金・白金)においては、手数料とは別に口座管理料 3,300 円の支払いが必要となる場合があります。

【**損失限定取引における重要事項**】■商品先物取引は、商品市場の相場変動や、その他の商品の価格または商品指数の変動によって、利益だけでなく損失も生じるおそれがあります。■損失限定取引における実際の取引金額は、取引開始当初に預託する委託者当初証拠金額の約 10~15 倍もの金額となりますが、損失限定取引における損失は、原則、委託者当初証拠金額を超えることはありません。ただし、損失とは別に手数料は発生します。■損失限定取引の取引開始当初に預託する発注時必要預託額及び取引時必要証拠金額は 1 枚あたり商品並びに注文条件、約定価格により異なります。詳しくは、担当営業にお問い合わせください。■取引に際しては手数料の支払いが必要で、損失限定取引における手数料は 1 枚あたり 3.300 円です (1 枚あたり、いずれも商品により異なります)。なお、手数料のうち 9 割が媒介手数料となります。

【取引に関するご相談】当社お客様相談窓口:カネツ商事株式会社 管理部 Tel. 03-3669-6668/所属商品先物取引業者相談窓口:カネツFX 証券株式会社 業務管理部 Tel. 03-6861-8383/日本商品先物取引協会:Tel. 03-3664-6243

【企業情報の閲覧に関して】カネツ FX 証券株式会社の企業情報については、カネツ FX 証券株式会社および日本商品先物取引協会の各ホームページで閲覧できます。

【商品先物取引仲介業者について】当社は、所属商品先物取引業者であるカネツ FX 証券株式会社より委託を受けた商品先物取引仲介業者として、商品先物取引を取り扱っております。

商品先物取引仲介業者 カネツ商事株式会社【商品先物取引仲介業者登録番号:農林水産省・経済産業省登録第9号】

所属商品先物取引業者・日本商品先物取引協会会員 カネツ FX 証券株式会社